

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により、入職後 6 ヶ月以内に退職する等して雇用が終了したばあいは、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入職後 1 ヶ月以内の退職・・・紹介手数料の 50 %
- (2) 入職後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内の退職・・・紹介手数料の 25 %
- (3) 入職後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内の退職・・・紹介手数料の 5 %

ただし、採用者である学校法人の責による退職、応募者の責によらない退職、応募者の死亡、天災事変の不測の事態、その他弊社の免責が妥当と判断される場合はこの限りではございません。